

○ひたちなか市職員等の公益通報等に関する要綱

平成18年3月31日

訓令第8号

(目的)

第1条 この要綱は、職員等によりなされた公益通報等についての適正な取扱いを定めるとともに、通報者に対する不利益な取扱いを防止し、通報対象事実に対する必要な措置を講ずることにより、公務に対する市民の信頼を確保し、公正で民主的な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 市の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員並びにこれらの職にあった者で退職したもの

イ 市から事務若しくは事業の委託を受け、又は当該事務若しくは事業に従事している者及び過去において当該事務若しくは事業の委託を受け、又は当該事務若しくは事業に従事していた者

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）又は指定管理者であった者並びに当該指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事し、又は従事していた者

(2) 公益通報等 公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公益通報及び公益通報に該当しない通報をいう。

(3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実及び公益通報に該当しない通報に係る行政運営上の違法・不当な行為に関する事実をいう。

(4) 公益通報相談員 職員等からの公益通報を受けるために設置する弁護士の資格を有する相談員をいう。

(5) 公益通報メールボックス 庁内LANの電子メール機能に設けられた公益通報に係るメールを受信するための専用メールアドレスをいう。

(職員等による公益通報等)

第3条 公益通報等を行おうとする職員等（以下「通報者」という。）は、次の各

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、第5条に規定する公益通報委員会に対して通報を行うものとする。ただし、勤務条件に関する事案については、公益通報等を行うことができない。

(1) 総務部総務課長（総務部総務課長に係る公益通報等は、総務部長。以下「総務課長」という。）を経由する場合 公益通報書（様式第1号）又は公益通報メールボックスによる方法

(2) 公益通報相談員を経由する場合 公益通報書による方法

2 通報者は、公益通報等を行うに当たり、客観的な資料に基づき誠実に行うように努めなければならない。この場合において、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は敵意等個人的感情によって通報してはならない。

3 公益通報等は、原則として実名により行うこととし、通報者の氏名及び所属の部課、通報対象事実のあった日時及び場所、証拠の状況等をわかりやすく伝えなければならない。ただし、当該通報対象事実があることが客観的に証明できる資料がある場合は、実名によらないことができる。

（不利益取扱いの禁止等）

第4条 通報者は、公益通報等をしたことによっていかなる不利益な取扱いも受けない。

2 通報者は、公益通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを受けたと認めるときは、当該不利益な取扱いを受けた旨について、委員会に申し出ることができる。この場合において、当該申し出の方法は、前条の規定を準用する。

3 当該公益通報等を行った後に通報者が受けた不利益な取扱いは、特段の事由がない限り、当該公益通報等をしたことを理由としてなされたものと推定する。

（公益通報委員会の設置）

第5条 職員等からの公益通報等を処理するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副市長、教育長、水道事業管理者及び総務部長並びに公益通報相談員をもって構成する。

3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

6 委員に係る公益通報等について、当該委員は、会議に参加することができない。

7 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委員会の職務等)

第6条 委員会は、次の職務を所掌する。

(1) 公益通報等に係る受付、受理又は不受理の判断、調査及び市長への報告に関すること。

(2) 第14条第2項の申出に係る受付、受理又は不受理の判断、調査及び市長への報告に関すること。

(公益通報等の受理等)

第7条 委員会は、第3条第1項の規定により公益通報等を受けたときは、通報者から事情を聴取し、通報の趣旨を確認して当該公益通報等を受理するものとする。

2 委員会は、前項の規定による趣旨の確認により、当該公益通報が不正な意図又は個人的な感情による通報であると認められる場合は、これを受理しないことができる。

3 委員会は、公益通報等の受理又は不受理を決定したときは、当該決定について通報者に速やかに報告するものとする。ただし、匿名による通報者及び特に報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(関係者に対する事情聴取)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、通報対象事実に関し権限を有する者及び通報対象事実に係る職員を監督する責務を負う者(以下「管理者等」という。)並びに通報対象事実に係る当該職員から事情を聴くことができる。

(調査員の調査)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、市長が指定する職員(以下「調査員」という。)に、次に掲げる方法により調査を行わせ、その結果を委員会に報告させることができる。

(1) 管理者等に説明を求め、及びその管理する関係書類等を閲覧し、又はその提出を求めること。

(2) 管理者等に事情の聴取又は実態調査について協力を求めること。

2 調査員は、前項の調査が終了したときは、調査結果を調査報告書(様式第2号)により委員会に報告しなければならない。

3 調査員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。調査員でなくなった後も、同様とする。

(不利益取扱いに関する申出に係る取扱い)

第10条 第7条から前条までの規定は、第4条第2項の申出に準用する。

(市長への報告)

第11条 委員会は、公益通報等の受理又は不受理をしたときは、当該公益通報等の概要及び当該公益通報に係る受理又は不受理の結果を公益通報等受理・不受理報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

2 委員会は、第4条第2項に基づく申し出を受けたときは、当該申し出の内容について公益通報等不利益取扱申出報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。

3 委員会は、第9条の調査の結果に基づき下した判断を公益通報等調査結果報告書(様式第5号)により、内容を証する資料とともに市長に報告しなければならない。

4 前3項の報告において、通報者の氏名は、これを報告しない。ただし、特に必要があると認める場合においてあらかじめ本人の同意を得たとき、又は本人から特に依頼があったときは、この限りでない。

(市長が講じる措置等)

第12条 市長は、職員等による公益通報等の処理に関し、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 通報対象事実が存在することが判明した場合 通報対象事実に係る告発又は再発防止のために必要な措置

(2) 通報者が不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認める場合 当該不利益な取扱いの改善又は再発防止のために必要な措置

(3) 通報者が当該通報対象事実に関与した職員等である場合 当該職員等に係る処分の軽減のために必要な措置

(4) 公益通報等に係る通報対象事実がないことが判明した場合において、関係者の名誉が害されたと認めるとき 事実関係の公表等関係者の名誉を回復するために必要な措置

(事案の移送等)

第13条 市長は、公益通報等に係る通報対象事実が市の他の機関に属するものであるときは、速やかに、当該公益通報等を当該機関に移送しなければならない。

2 前項の規定による事案の移送を行った場合において、当該移送を受けた市の他の機関が相当な期間が経過してもなお、必要な措置を怠っていると認めるときは、市長は、当該機関に対し、期限を定めて当該必要な措置をとるよう勧告し、又は自ら告発し、若しくは再発防止のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(文書の保存期間)

第14条 職員が作成した文書及び委員会が作成した文書の保存期間は、5年とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、公益通報等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年訓令第9号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年訓令第4号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

公益通報委員会 へ

公 益 通 報 書
(兼 不利益取扱申出書)

通報者氏名	
所属	
連絡先	
通報対象事実の内容 (又は不利益な取扱いの内容)	
通報対象事実(又は不利益な取扱い)に関するものの所属、 職・氏名又は名称	
通報者氏名を記載しないときは、その理由	
備考	
公益通報委員会からの受理・不受理通知 (必要 ・ 不要)	
※添付資料 (あり ・ なし)	※通報(申出)番号 第 号

※は公益通報委員会が記入

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

公益通報委員会 へ

調 査 報 告 書

調査員氏名

調査受付日	年 月 日	通報(申出)番号	第 号
通報(申出)の内容			
調 査 方 法			
調 査 結 果			
緊急性がある場合	期限： 理由：		
特 記 事 項			

様式第3号(第11条関係)

年 月 日

ひたちなか市長あて

公益通報委員会
委員長

公益通報等受理・不受理報告書

通 報 受 付 日	年 月 日	通 報 番 号	第 号
対 応 委 員	総務課長 公益通報相談員(氏名)		
通 報 媒 体	公益通報書 ・ 公益通報メールボックス		
通 報 者	匿名 ・ 実名()※本人が希望した場合のみ記入 結果報告 (希望する・希望しない)		
通 報 内 容			
通報者が希望する 対 応			
受付委員の判断	月 日 受理 ・ 不受理 (理由)		
緊急性がある場合	期限： 理由：		
特 記 事 項			

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

ひたちなか市長あて

公益通報委員会
委員長

公益通報等不利益取扱申出報告書

申 出 受 付 日	年 月 日	申 出 番 号	第 号
対 応 委 員	総務課長 公益通報相談員(氏名)		
申 出 媒 体	公益通報書 ・ 公益通報メールボックス		
申 出 者	匿名 ・ 実名()※本人が希望した場合のみ記入 公益通報等の通報番号(第 号)		
不利益な取扱いの内 容			
申出者が希望する 対 応			
受付委員の判断	月 日 受理 ・ 不受理 (理由)		
緊急性がある場合	期限： 理由：		
特 記 事 項			

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

ひたちなか市長あて

公益通報委員会
委員長

公益通報等調査結果報告書

調査受付日	年 月 日	通報(申出)番号	第 号
通報者(申出者)	匿名・実名()※本人が希望した場合のみ記入 結果報告 (希望する・希望しない)		
通報(申出)の内容			
調査方法			
調査結果			
公益通報委員会の 対応・不対応の判断 及びその理由			
緊急性がある場合	期限： 理由：		
特記事項			

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 1 1 条関係)

様式第 4 号 (第 1 1 条関係)

様式第 5 号 (第 1 1 条関係)